

○ 判定区分Ⅳの施設は、緊急措置（通行止め）を実施

<判定区分Ⅳのリスト>

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
下呂市	東上田8号1号橋	東上田8号線	1970年代	木橋の腐食
揖斐川町	折本橋	春日折本線	1961	主桁、下部工の断面欠損
川辺町	別所橋	口神坂線	1960年代	橋脚の破損
川辺町	高野橋	竹之腰線	1970年代	木製主桁の腐食
川辺町	箕打洞橋	寺前線	1970年代	主桁、橋脚のひび割れ

<判定区分Ⅳのリスト>

○トンネル

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当無し				

○道路附属物等

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
該当無し				

※判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態